



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

■が休みです。

施設名	12月				1月				
	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)
市役所本庁、各支所(注1)									
市役所本庁の自動交付機									
サン・シープラザ									
テレワーク体験室(サン・シープラザ3階)									
本郷・久井・大和保健福祉センター									
芸術文化センター ポポロ									
児童館									
市民福祉会館									
リージョンプラザ									
ゆめきやりあセンター									
大和勤労福祉センター									
各人権文化センター									
中央図書館、本郷図書館、久井図書館、大和図書館									
歴史民俗資料館、久井歴史民俗資料館									
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター									
地域学習センター(さざなみ学校)									
本郷生涯学習センター									
くい文化センター									
大和文化センター									
三原運動公園	年末・年始も開園します(注2)								
久井運動公園									
白竜湖スポーツ村公園									
本郷体育センター									
北方グラウンド・ゴルフ場							無料開放		
清掃工場、不燃物処理工場(注3)				★					
ストックヤード(清掃工場内)									
エコワイズセンター(久井地域・注3)									
し尿の収集(注4)									
斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑)									

注1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。

注2 12月30日(月)～1月3日(金)は開園時間が8時～17時(1月1日(水)は13時～17時)となります。

注3 ★31日(火)の開場時間は12時までです。

詳しくは、各地域のかんきょうカレンダーに従ってください。問い合わせは、環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

注4 緊急のし尿の収集は、汚泥再生処理センター(☎0848・66・0405)へ連絡してください。

☎0848・67・6138
議会事務局

と き	内 容
2日(月)	本会議:開会
4日(水)	本会議:一般質問
5日(木)	
6日(金)	
9日(月) } 10時～	本会議:一般質問予備日
12日(木)	常任委員会
13日(金)	補正予算特別委員会
17日(火)	14時～ 本会議:閉会

定員 本会議 45人
各委員会 5人程度
※いずれも定員を超えた場合は、入場できないことがあります。

次の日程で、市議会の12月定例会が開催されます。
市議会は公開しています。傍聴の受け付けは、会議当日、議会事務局で行います。

市議会定例会の日程(予定)

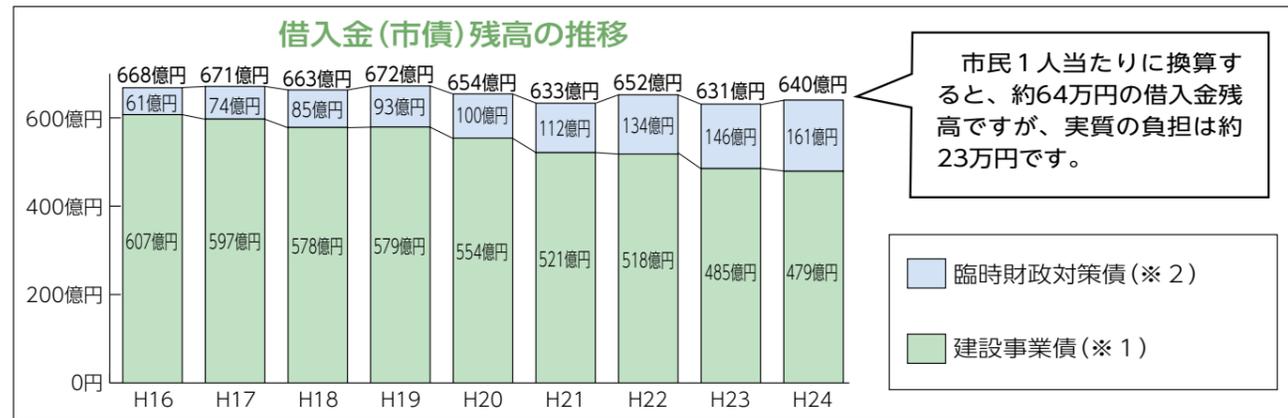
●財政数値の変化～合併当時との比較～

借入金(市債)と貯金(基金)の残高について、合併当時との数値を比較します。
 ※会計は普通会計。人口は9万9,673人(平成25年3月31日現在)で計算しています。

借入金(市債)残高の推移

合併時と比べると、建設事業債残高は128億円減少しました。しかし、臨時財政対策債が100億円増加したため、全体では28億円の減少にとどまっています。

また、平成24年度の建設事業債残高479億円のうち、252億円は国が負担するので、市の実質負担は227億円です。

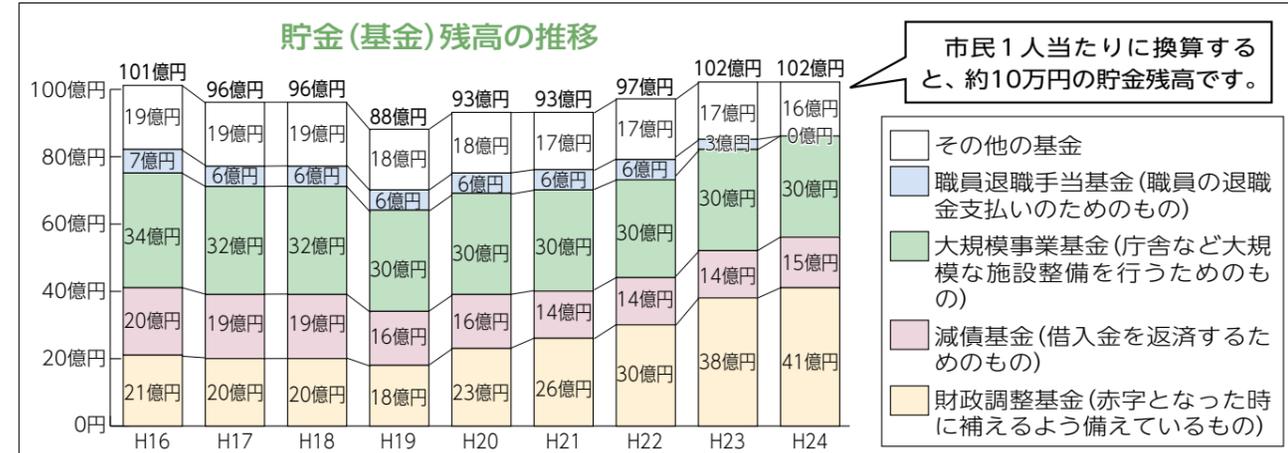


※1 建設事業債…学校や道路などの整備時に借り入れるもので、返済時に国が返済額の約50%を地方交付税として負担します。

※2 臨時財政対策債…地方交付税として、本来、国から市に支払われなければならないものを、市が立替えて借り入れることとなっており、返済時に国が100%を地方交付税として負担します。

貯金(基金)残高の推移

芸術文化センター ポポロなどの建設に大規模事業基金を取り崩しましたが、合併当時と比べると、基金全体で1億円増加しました。



0848-676028

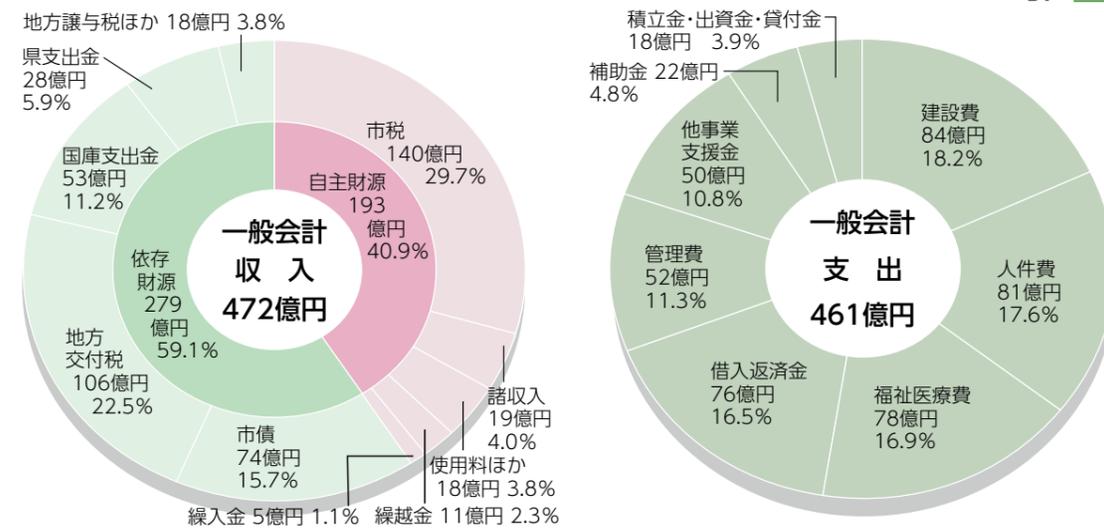
	予算額(A)	収入		支出	
		金額(B)	割合(B/A)	金額(C)	割合(C/A)
一般会計	478億円	207億円	43.3%	170億円	35.6%
特別会計	293億円	99億円	33.8%	110億円	37.5%
合計	771億円	306億円	39.7%	280億円	36.3%

水道事業	収益(A)	費用(B)	純利益(C=A-B)
		13億円	11億円

平成25年度予算
 上半期(4月～9月)
 の執行状況
 平成25年9月30日現在

●平成24年度 決算の状況

	収入(A)	支出(B)	収支(C=A-B)	翌年度への繰越額(D)	実質収支(C-D)
一般会計	472億円	461億円	11億円	3億円	8億円
特別会計	272億円	264億円	8億円	0億円	8億円
合計	744億円	725億円	19億円	3億円	16億円



※使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含む。
 ※地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含む。

●平成24年度に実施した主な事業

平成24年度に実施した主な事業とその決算額をお知らせします。

- ・円一保育所の建設……………2億832万円
- ・汚泥再生処理センター「みずき」の整備……………5億4,108万円
- ・東部共同調理場の建設……………8億9,370万円
- ・小・中学校の耐震補強整備……………1億8,171万円
- ・小学校(沼北、久井、大和、南)の建設……………20億4,597万円
- ・武道館の建設……………9,944万円
- ・公共下水道の整備……………14億6,295万円



▲円一保育所(円一町二丁目)



▲建設中の南小学校(円一町二丁目)



▲汚泥再生処理センター「みずき」(沼田東町七宝)

平成24年度決算と平成25年度予算の執行状況

平成24年度は、平成23年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字で決算しています。

平成24年度の決算

内 容			
特殊勤務手当 平成24年度	手当を受けている職員の割合	18.0%	
	支給対象職員1人当たりの平均支給額	23,052円	
	手 当 の 種 類	9種類	
時間外勤務手当	平成24年度	支給総額	3億3,196万3千円
		職員1人当たりの支給年額	41万5千円
	平成23年度	支給総額	3億4,587万3千円
		職員1人当たりの支給年額	42万7千円

8 職員の定員

部 門	職員数(人)		対前年比(人)	
	平成25年	平成24年		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	158	161	△3
	税 務	43	43	0
	民 生	148	155	△7
	衛 生	72	73	△1
	農 水	29	29	0
	商 工	13	15	△2
	土 木	95	96	△1
	小 計	565	579	△14
特別行政部門	教 育	125	126	△1
	消 防	162	161	1
	小 計	287	287	0
一般会計	852	866	△14	
公営企業部門など	水 道	43	43	0
	その他	30	30	0
	小 計	73	73	0
合 計	925	939	△14	

※職員数は、全職員数(休職者や派遣職員などを含む)で、臨時・非常勤職員は除きます。

7 職員手当

	三原市		国		
	6月期	12月期	6月期	12月期	
期末勤勉手当	期 末	1.225月分	1.375月分	1.225月分	1.375月分
	勤 勉	0.675月分	0.675月分	0.675月分	0.675月分
	合 計	1.90月分	2.05月分	1.90月分	2.05月分
	※職制上の段階や級などによる加算措置あり。				
退職手当		自己都合	勸奨	自己都合	勸奨
	最高限度額	55.86月分	55.86月分	55.86月分	55.86月分
	勤続20年	23.03月分	28.7875月分	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	32.83月分	38.955月分	32.83月分	38.955月分
	勤続35年	46.55月分	55.86月分	46.55月分	55.86月分
	退職時の加算など	勤続20年以上で、定年前早期勤奨退職特例措置として上記率に2~20%を加算		勤続20年以上で、定年前早期退職特例措置として上記率に2~45%を加算	

内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当 ●配偶者 13,000円 ●扶養親族 配偶者(有)の場合 1人目 6,500円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 配偶者(無)の場合 1人目 11,000円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 ※16~22歳は、それぞれ5,000円を加算。	同じ	
住居手当 ●持ち家の場合 3,300円 ※来年4月に廃止予定。 ●借家・借間の場合 27,000円以内	一部国と異なる	●持ち家の場合 0円
通勤手当 ●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 // 55,001円以上 55,000円 ●交通用具使用者 距離により 2,900円~24,500円	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円~24,500円

市職員の給与などをお知らせします

平成25年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	321,797円 (減額後303,404円)	41.5歳
国	332,446円 (減額後307,220円)	43.1歳

※三原市は7月1日から来年3月31日まで職員給与の減額(平均▲5.66%)を実施しています。

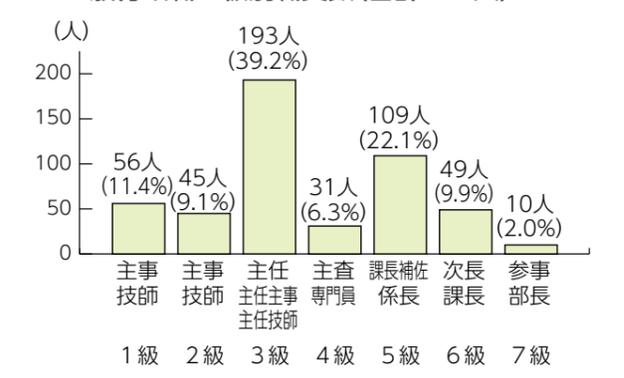
4 職員の初任給

	三原市		国
	大学卒(上級)	大学卒	高校卒
一般行政職	185,800円	178,800円	149,800円
			140,100円

5 職員の経験年数・学歴別の平均給料月額

	学 歴	経験年数		
		10~14年	15~19年	20~24年
		一般行政職	278,100円	315,900円
	高校卒	260,800円	290,600円	323,300円

6 一般行政職の級別職員数(合計493人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(事務職43人、看護・保健職29人、福祉職67人、消防職160人、企業職43人、技能労務職43人、幼稚園教諭38人、指導主事9人を除く)。

市職員の給与などは、地方自治法と地方公務員法に基づく、市の条例や規則により定められています。給与や手当などについて、その主な内容をお知らせします。

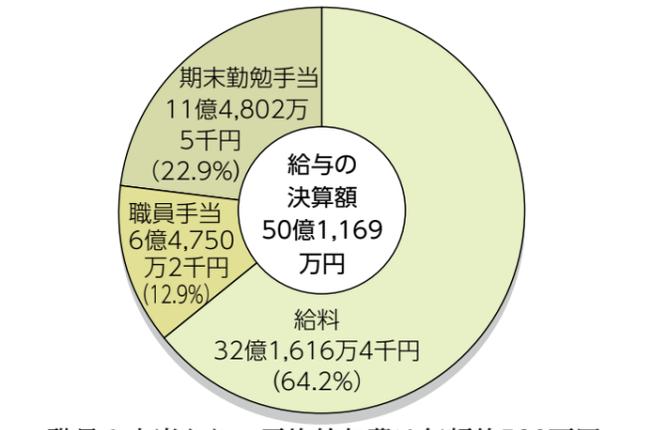
職員課 ☎0848・67・6026

1 特別職の給料など

	給料・報酬	期 末 手 当		
		6月期	12月期	合計
特別職	市長 給料 943,000円	1.90月分	2.05月分	3.95月分
	副市長 // 744,000円			
議員	議長 報酬 530,000円			
	副議長 // 475,000円			
	議員 // 428,000円			

※市長、副市長は7月1日~来年3月31日の間、給料の一部(▲10%)を削減しています。

2 職員の給与(平成24年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与費は年額約580万円です。※給与費とは、人件費のうち、職員の給料や手当にあたる部分です。

市民公開講座 がんフォーラム

入場料無料

～がんを恐れず ひとつとせず～

とき 21日(土)13時～15時30分
ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容

▶ 基調講演

演題 わたしの体験から
講師 広島テレビアナウンサー 馬場のぶえさん



▶ リレートーク

▲馬場のぶえさん

- 「がん検診へいこうよ」三菱三原病院病院長 寺面和史さん
- 「薬との付き合い方」広島県がん検診サポート薬剤師 森広亜紀さん
- 「緩和ケアと療養支援情報」三原市医師会病院緩和ケア認定看護師 助信 わかなさん
- 「がんにまつわるお金の話」三原赤十字病院社会福祉士 柳迫三寛さん

▶ 個別相談・体験コーナー

医療用かつら・ストマ用装具体験、がん・医療福祉相談など

定員 400人(先着順)

☎保健福祉課 ☎0848・67・6053

3日(火)～9日(月)は障害者週間です

街頭キャンペーン

とき 3日(火)16時～
ところ イオン三原店(城町二丁目)、フジグラン三原(円一町一丁目)、マックスバリュ本郷店(下北方一丁目)

内容 障害者福祉事業所の製品が入った啓発用リーフレットの配布

障害者週間啓発フォーラム～ともに支え合う社会～

とき 8日(日)10時～15時30分 **入場料無料**
ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容

▶ ステージ

タレント 小原春香さん(元AKB48、如水館高等学校卒)と障害のある人によるパフォーマンス



▲小原春香さん

▶ 講演会

講師 社会福祉法人プロップ・ステーション理事長 竹中ナミさん



▲竹中ナミさん

▶ フォーラム

コメンテーター 竹中ナミさん、小原春香さん、県立広島大学教授 三原博光さん、県中小企業家同友会障害者問題委員長 高橋宏之さん

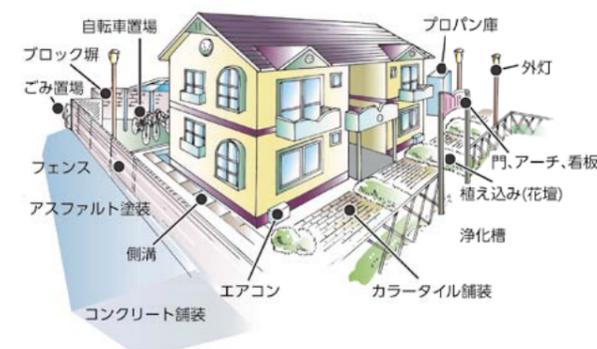
☎社会福祉課 ☎0848・67・6060

☎0848・64・2130

●償却資産の实地調査を行なっています

申告漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがありますので、協力をお願いします。
※申告漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正が過年度にさかのぼることがあります。
※虚偽の申告や不申告、調査拒否に対しては、罰則が設けられています。

【例】アパートの主な償却資産は次のとおりです



平成26年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに！

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かない人は連絡してください。

申告期間 来年1月6日(月)～31日(金)(土・日曜日、祝日を除く)8時30分～17時15分

提出先 資産税課または各支所地域振興課

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済の資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

☎資産税課 ☎0848・67・6039

保育所(園)の入所申し込みを受け付けます

受付期間 12月2日(月)～20日(金)

☎子育て支援課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6042

対象 次の①②を満たす人

- ①市内在住で、来年4月から新しく入所(園)を希望する人
- ②仕事や介護などで家庭保育が困難な人

※久井・大和認定こども園(短時間利用)は①を満たす人。
※延長保育は、別途利用料が必要です。

申し込み 申込用紙(子育て支援課、各支所、各保育所・園に用意)を子育て支援課または各支所地域振興課へ

保育所(園)	所在地	定員	保育時間	延長保育	対象	その他		
円一保育所	円一町二丁目7番3号	180人	7:30～18:00	無	6カ月～	病児保育		
糸崎保育所	糸崎三丁目5番1号	45人						
幸崎保育所	幸崎能地三丁目14番1号	35人						
中之町保育所	中之町一丁目4番12号	50人						
高坂保育所	高坂町真良2153番地	30人						
長谷保育所	長谷一丁目5番21号	60人						
宗郷保育所	宗郷四丁目8番19号	60人						
本郷保育所	本郷南五丁目8番1号	90人						
本郷ひまわり保育所	下北方一丁目8番1号	120人						
久井認定こども園(長時間利用 月～土曜日)	久井町坂井原3024番地	90人					7:00～18:00	19:00まで
久井認定こども園(短時間利用 月～金曜日)		30人	7:30～18:00					
大和認定こども園(長時間利用 月～土曜日)	大和町下徳良697番地2	135人	7:30～18:00	19:00まで	6カ月～	一時預かり		
大和認定こども園(短時間利用 月～金曜日)		30人	8:30～14:00					
聖心保育園	東町三丁目13番6号	120人	7:00～18:00	19:00まで	4カ月～	—		
桂香保育所	本町三丁目26番1号	90人		19:30まで	3カ月～			
愛光園保育所	館町二丁目2番12号	90人		19:00まで	生後8週～		一時預かり	
紅梅保育所	西野三丁目8番18号	140人		19:30まで	生後9週～			
さくら保育園	宮浦六丁目21番12号	120人		19:30まで	生後9週～		—	
あさかぜ保育園	沼田東町片島249番地3	70人		7:00～18:00	20:00まで		4カ月～	一時預かり
さんさんみなと保育園	港町一丁目6番6号 コウサキビル2階	60人			19:00まで		—	
あやめが丘保育園	沼田西町惣定66番地308	60人	20:00まで		—			
さんさんまりん保育園	港町三丁目6番29号 サンライズマリノ瀬戸1・2階	60人	—	—	—			

※和田・久井・羽倉保育所は、来年3月31日で閉所します。
※久井認定こども園は、来年4月開園予定です。

来年4月に久井認定こども園を開園

市は現在、より良い保育・教育環境を確保するため、久井・羽倉保育所と八幡幼稚園を統合し、久井認定こども園の建設を進めています。

建物は今年3月に閉校した久井南小学校の施設を改修して活用します。市内の認定こども園は、大和認定こども園に続き2園目となります。

久井認定こども園では、延長保育や一時預かりなどの特別保育事業を実施し、利用者にさまざまな保育サービスを提供します。

所在地 久井町坂井原3024番地

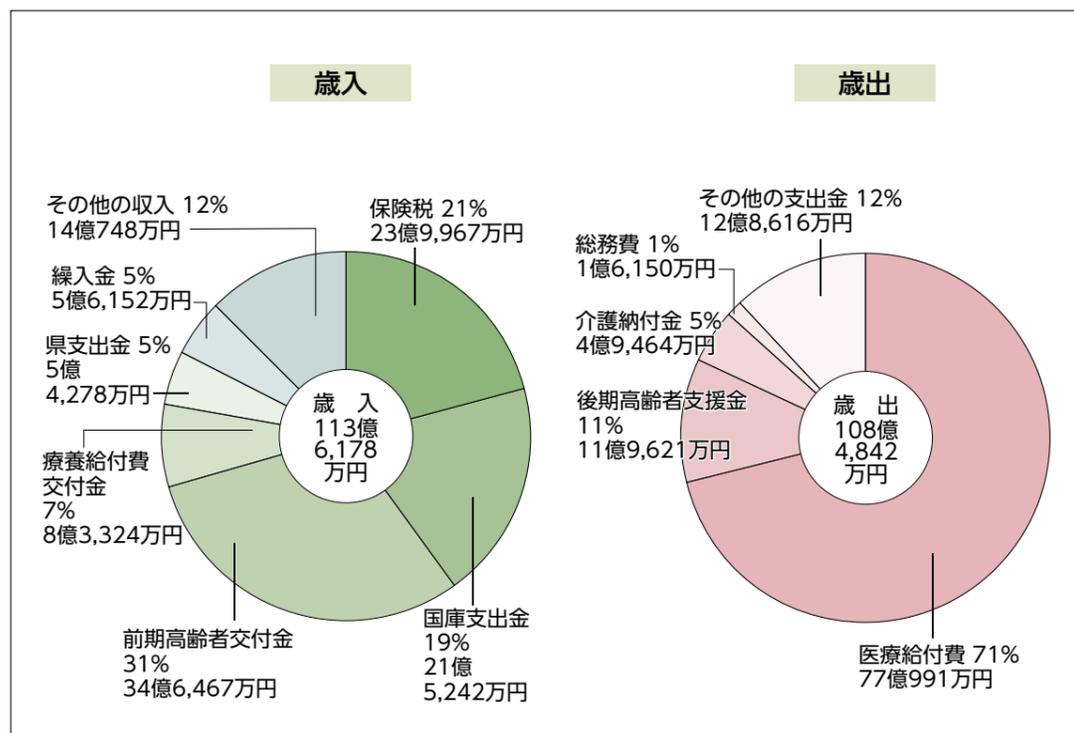


▲久井認定こども園の完成イメージ

☎子育て支援課 ☎0848・67・6042
教育振興課 ☎0848・67・6151



国保だより



治療費の支払いが一次的に著しく苦しくなったとき、一部負担金免除の届け出

次の①③などの理由で、入

院などの治療費を支払うことが困難な場合、申請すれば支払う医療費が3カ月間軽減または免除されることがあります。まずは保険医療課へ相談してください。

加入者みんな健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	区分	対象者	限度額
70歳未満	上位所得者	国税の課税所得が600万円を超える世帯の人、または所得の申告をしていない人がいる世帯の人	126万円
	一般	市民税が課税されている世帯で、上位所得者以外の人	67万円
	市民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人	34万円
70～74歳	現役並み所得者	自己負担の割合が3割の人	67万円
	一般	市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外)	31万円
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

医療費と介護費用が高額になったら高額介護合算療養費

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。対象者 今年7月31日時点で国

保の資格がある人
対象期間 平成24年8月1日～平成25年7月31日
※対象世帯には今月、案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは、保険医療課へ相談してください。

高額な治療を受けるときは認定証の申請を

事前に申請をして病院や薬局の窓口で限度額適用認定証を提示すると、病院ごとで医療費の支払額が自己負担限度額までとなります。
申請場所 保険医療課または各支所地域振興課
用意する物 保険証、印鑑

あんなときこんなとき

柔道整復整骨院など・鍼灸・マッサージにかかるとき

- これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。
- ① 柔道整復 打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のケガのとき(長期になる場合は医師の同意が必要)
 - ② 鍼灸 慢性病で医師による適当な治療手段のないもの(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で医師の同意があるとき
 - ③ マッサージ 筋麻痺、関節拘

交通事故にあったとき 第三者行為による届け出



縮など医療上必要と医師が認めたととき
※ただし、柔道整復や鍼灸施術は、医療機関において同じ時期に同じ疾患で治療を受けている場合、保険適用されません。施術所の先生の質問にはきちんと答え、正しい利用を心掛けて受診しましょう。

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができず、その場合は次のことに注意してください。

- ・事故の程度に関わらず、警察へ届け出をしてください
- ・保険医療課に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください
- ・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、無断で示談を済ませたりしないでください

平成24年度決算

平成24年度の国保会計は、約5億1,300万円の黒字となり、前年度からの繰越金を差し引いても約3億5,300万円の黒字となりました。要因は国の特別調整交付金(経営努力分)や療養給付費交付金の増額などです。
黒字額は平成25年度に繰り越し、国庫・県費などの精算返還金



ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。

●6月分の削減効果

切り替えた人数	2,953人
削減された金額	565万3,519円

保険医療課
TEL 0848-642130
FAX 0848-676050

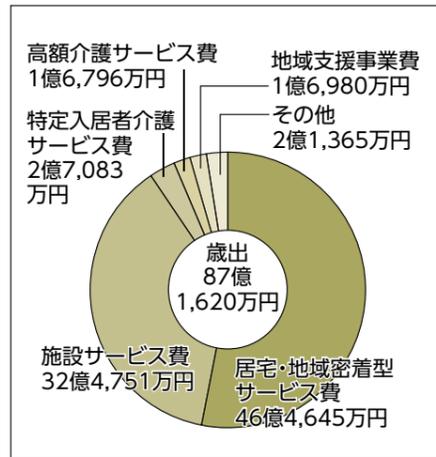


介護保険だより

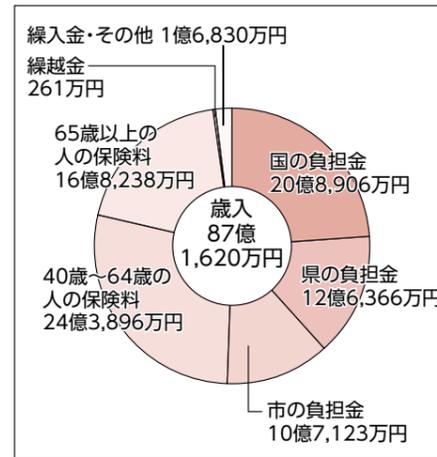
社会全体で高齢者を支える介護保険

介護保険は、加齢に伴う病気などで介護や支援が必要な状態になった人が、入浴や食事などの介護、機能訓練、医療などのサービスを受け、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、介護の負担を社会全体で支え合う制度です。

ここでは、平成24年度における介護保険事業の決算状況をお知らせします。

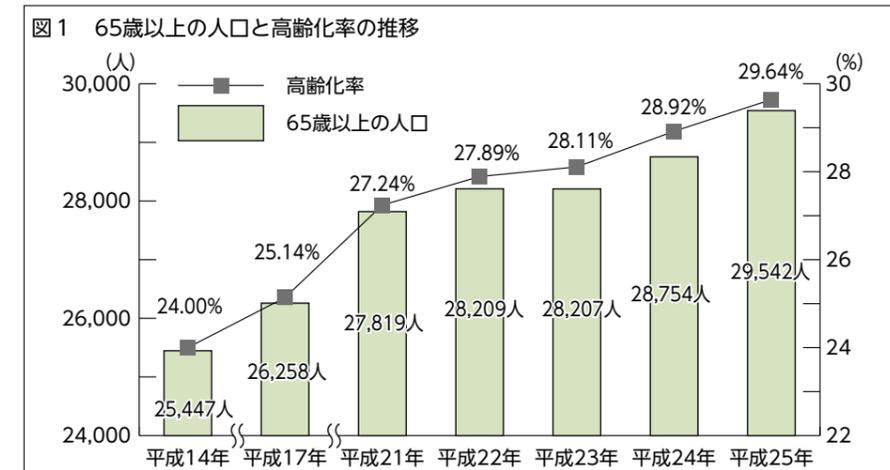


居宅サービス費と施設サービス費が、全体の9割以上を占めています。



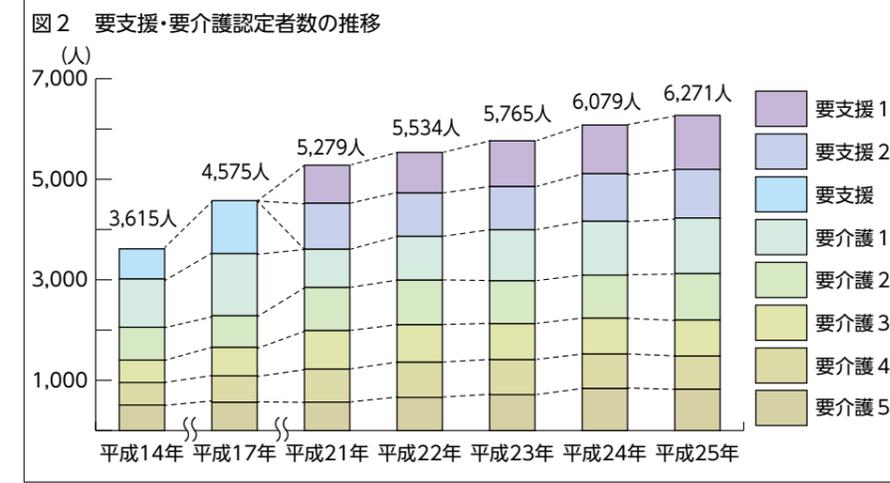
介護保険制度の運営は、半分を国、県の公費で、残り半分を40歳以上の皆さんの保険料で賄っています。

平成24年度の決算状況



65歳以上の人口は、今年3月末現在で29,542人、高齢化率は29.64%で、市民の約4人に1人が65歳以上となっています(図1)。また、要支援・要介護認定者数は6,271人で、増加傾向にあります(図2)。

65歳以上の人口と要支援・要介護認定者数の推移
高齢化率の高まりとともに増える認定者数



介護保険給付費の推移
介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度の約2倍に増加しました(図3)。一定の上限額を超えた分を利用者へ払い戻す高額介護サービス費、高額医療合算サービス費なども増加傾向にあります。

